

タイの担保制度

タイのリサーチならデータマックス

<http://www.datamax.co.th>

タイの法制度の上で、担保として規定されているのは、抵当権、質権、留置権および先取特権である。

事業担保法での担保対象物は、事業そのものの他、債権、動産（機械、在庫など）、不動産、知的財産である。

抵当権、質権および事業担保権

	抵当権	質権	事業担保権
担保対象物	不動産、一部登記可能な動産	動産、有価証券に表章される権利	事業、動産、債権、不動産、知的財産等
登記	要	不要	要
引渡	不要	要	不要
担保設定者の担保対象物の利用	可	不可	可